

## 職業安定法・労働者派遣法関係

平成28年11月15日

厚生労働省 職業安定局

派遣・有期労働対策部 需給調整事業課

# 関係法令

## 職業安定法(昭和22年法律第141号)

第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

一 略

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者又はこれらに従事した者

## 労働者派遣法(昭和60年法律第88号)

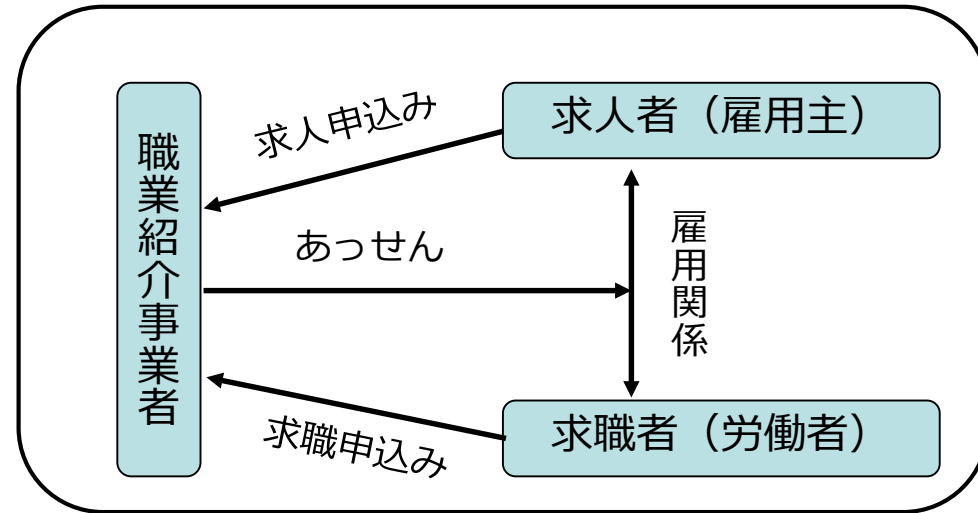
第58条 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をした者は、一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

- 「職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給」・「労働者派遣」に該当するか否かは、契約の名称に関わらず、実態により判断される。
- 「公衆道徳上有害な業務」に該当するか否かは個別の事案に応じて判断される。

# 職業紹介・労働者の募集

## 職業紹介

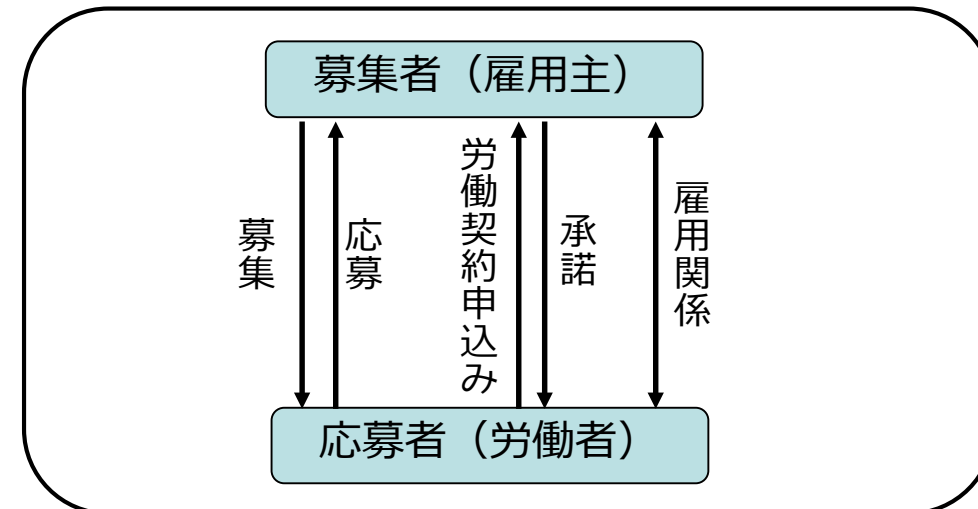
求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすること  
(職業安定法第4条第1項)



## 労働者の募集

労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人に委託して、労働者となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘すること  
(職業安定法第4条第5項)

→「文書募集」・「直接募集」・「委託募集」に区分される。

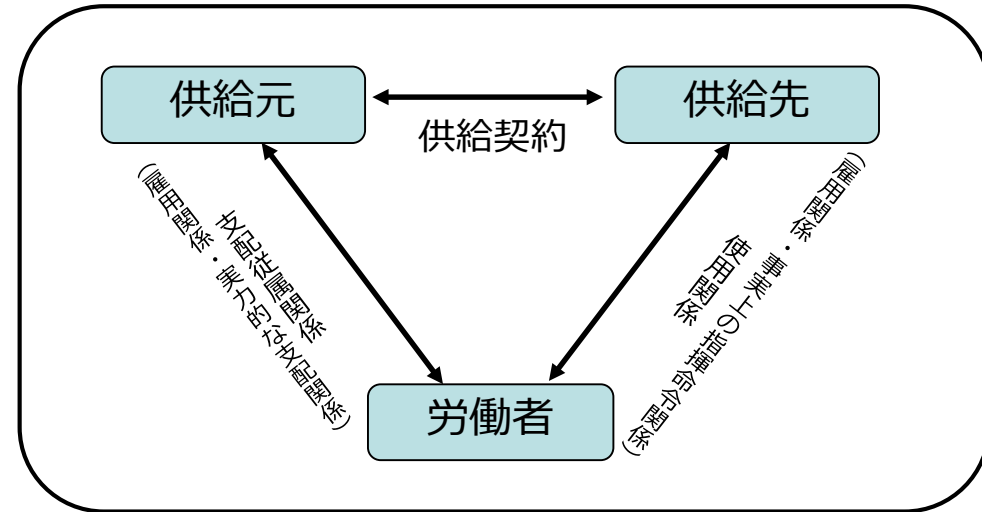


# 労働者供給・労働者派遣

## 労働者供給

供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させること。（職業安定法第4条第6項）

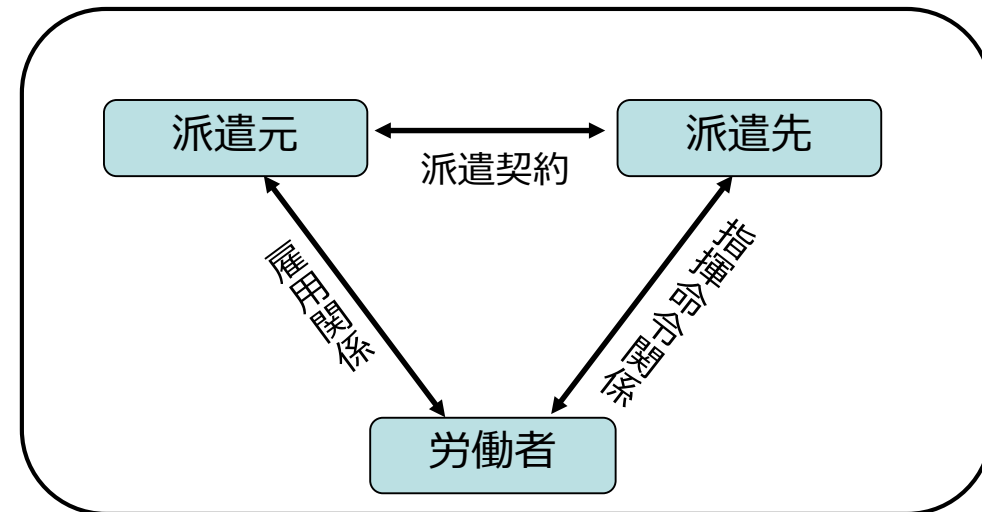
→労働組合等が厚生労働大臣の許可を受けた場合を除き、禁止されている。



※労働者派遣に該当するものは、労働者供給に含まれない。

## 労働者派遣

自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させること。（労働者派遣法第2条第1項）



# 「公衆道徳上有害な業務」に関する裁判例① 労働者派遣

## ○東京地方裁判所 平成6年3月7日判決

芸能プロダクションとその代表者らが、雇用する労働者である女優をアダルトビデオ制作会社に派遣したという事案につき、アダルトビデオへの出演行為は、労働者派遣法第58条の「公衆道徳上有害な業務」に該当するとした事例。

### 【判決の要旨】

- 「あてがわれた男優を相手に、被写体として性交あるいは口淫等の性戯の場면을露骨に演じ、その場面が撮影されるのを業務内容とする」業務は、社会共同生活において守られるべき性道徳を著しく害するものというべきであり、ひいては、派遣労働者一般の福祉を害することになるから、「公衆道徳上有害な業務」に該当するため、芸能プロダクション等が、雇用した労働者である女優を、有害業務に就かせる目的で派遣をしたことについて、芸能プロダクションに罰金50万円、会社取締役・チーフマネージャーに懲役2年に処する。
- 労働者派遣法第58条の規定は、「労働者一般を保護することを目的とするものであるから、右業務に就くことについて個々の派遣労働者の希望ないし承諾があったとしても、犯罪の成否に何ら影響がない」。

# 「公衆道徳上有害な業務」に関する裁判例② 労働者の募集

## ○東京地方裁判所 平成8年11月26日判決

わいせつビデオ映画の製作販売会社が制作するわいせつビデオの女優として稼働することを説得勧誘した事案につき、「心身の発達途上にある15歳の女子中学生が自慰などをし、その場면을撮影させて報酬を得る」という業務が、職業安定法第63条第2号にいう「公衆道徳上有害な業務」に該当するとされた事例。

### 【判決の要旨】

- わいせつビデオ映画の製作販売会社が、「わいせつビデオ映画製作の際に女優として自慰等の性戯をさせる目的」で、当時15歳の女子中学生を面接し、「自己の制作するわいせつビデオの女優として稼働することを説得勧誘し、もって、公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者を募集した」ことについて、懲役2年6箇月に処する。
- （全裸であるか否かに関わらず、）「心身の発達途上にある15歳の女子中学生が自慰などをし、その場면을撮影させて報酬を得るということは、当該女子の人格や情操に悪影響を与えるとともに、現代社会における善良な風俗を害するものであるから、このような業務が職業安定法第63条第2号にいう『公衆道徳上有害な業務』に該当する」。